第二の二の3の⑵中「平成二十四年度介護福祉士試験」を「次の表の上欄に掲げる特例フィリピン人介護福祉士候補者の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる介護福祉士国家試験」に改め、「平成二十五年度介護福祉士試験」を「同表の下欄に掲げる介護福祉士国家試験」に改め、同⑵に次の表を加える。

区分	介護福祉士国家試験
特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者	介護福祉士国家試験
	平成二十四年度介護福祉士試験	平成二十五年度介護福祉士試験
特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者	平成二十五年度介護福祉士試験	平成二十六年度介護福祉士試験

第二の二の4中「1の⑴」の下に「（同⑵において準用する場合を含む。）」を加える。

第四の一中「又は平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、「同⑵」の下に「及び同⑶」を加える。

第四の二中「平成二十一年度」の下に「又は平成二十二年度」を加え、「第二の二の1の⑵及び⑶」を「第二の二の1の⑴のロ及びハ（同⑵において準用する場合を含む。）」に改める。

第五の一の2の⑵のイの㈢を削り、同イに次のように加える。

㈢　特例フィリピン人第三陣看護師候補者　平成二十七年一月一日

㈣　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者　平成二十六年一月一日

㈤　特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者　平成二十七年一月一日

第五の一の2の⑵のロの㈢を削り、同ロに次のように加える。

㈢　特例フィリピン人第三陣看護師候補者　平成二十六年十月一日

㈣　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者　平成二十五年十月一日

㈤　特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者　平成二十六年十月一日

第五の一の2の⑶のニの㈢を削り、同ニに次のように加える。

㈢　特例フィリピン人第三陣看護師候補者　平成二十六年度看護師試験

㈣　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験

㈤　特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者　平成二十六年度介護福祉士試験

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十五日　東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市片山町一丁目一六番九から同市豊町九〇番五八まで	前	一七・〇〇～三九・二〇メートル	二九七キロメートル
	後	一七・〇〇～三九・二〇メートル	二九七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十五日　東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森県上北郡おいらせ町字秋堂一〇八番から同郡七戸町字後平七三八番二まで	前	A	一〇・八〇～九五・七〇メートル	三八・九七〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一三・四〇～二〇三・〇一	八・八八三	
	後	A	一〇・八〇～九五・七〇メートル	三八・九七〇キロメートル	
		B・C	一三・四〇～二〇六・九二	一五・六七〇	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十六年三月二十五日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画公園事業第九・六・三号中藤公園

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都武蔵村山市中藤二丁目、中央四丁目及び五丁目並びに本町四丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都武蔵村山市中藤二丁目、中央四丁目及び五丁目並びに本町四丁目、五丁目及び六丁目地内

○中部地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から同町成川字渡シノ上八二〇番二まで	前	A	九・〇〇～二五・〇〇メートル	四・五五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一二・〇〇～一二〇・〇〇	四・二七〇	
	後	A	九・〇〇～二五・〇〇メートル	四・五六五キロメートル	
		B	一二・〇〇～一二〇・〇〇	四・二七〇	

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所